

## ファーティマ朝のディーワーン

菟原 卓

## はじめに

ファーティマ朝の国家体制を理解する上で、そのディーワーン制度、つまり行政機構に関する研究が重要であることは言をまたないであろう。ところが意外なことに、ファーティマ朝のディーワーンに関する詳細な研究は、まだ現われていないというのが現状なのである。ファーティマ朝の制度を扱った研究の中には、ディーワーンに関する言及は多く見られるのであるが、それらの大半は Maqrīzī の *Khīṭaṭ* および Qalqashandī の *Ṣubḥ* に挙げられている諸ディーワーンに関する記述<sup>1)</sup>の簡略な紹介か、そのアラビア語テキストそのままの引用(アラビア語で書かれた研究によく見られる、いわば白文転載の羅列)に終わっており、テキストの文言を仔細に分析検討した解説とはなっていない<sup>2)</sup>。ところで、その *Khīṭaṭ*, *Ṣubḥ* の記述は、実はファーティマ朝末期の官吏だった Ibn al-Ṭuwayr (A. H. 524-617) の著作、*Nuzha al-Muqlatayn fī Akhbār al-Dawlatayn* に依拠している。ファーティマ朝の制度に関して最も多くの情報を提供するこの著作自体は、早くに失われてしまったのだが、近年 Ayman Fu'ād Sayyid 氏によって復元された。本稿は、この復元 *Nuzha* テキストにおけるファーティマ朝ディーワーンに関する記述の翻訳と注釈である。

復元は、Ibn al-Ṭuwayr を引用した著述をできるだけ多く収集し、その内容を歴史と制度と儀式に三分類して整理・統合することによって行なわれた。ディーワーンの部分に関して用いられたのは、*Khīṭaṭ*, *Itti'āz*, *Ṣubḥ*, および Ibn al-Furāt の刊本および諸種の写本である<sup>3)</sup>。このような間接的手法による限り、復元にも限界があるのは当然だが、ファーティマ朝史料研究の第一人者といえるサイド氏が史料を博搜してまとめあげた本書が、現在手にしうる最良の *Nuzha* テキストであることは間違いない<sup>4)</sup>。もっとも、*Nuzha* の与える情報が、主として王朝の末期を反映していることは確かである。ディーワーンに関して言えば、*Nuzha* に登場するそれらが、ファーティマ朝のディーワーンのすべてではないことは、同王朝関係の史料をひもとけばすぐにわかることである。しかしまた、*Nuzha* の記述がファーティマ朝の制度に関する最重要史料である限り、ディーワーン研究もまずこの史料の吟味から始めねばならない。

行政用語の難解さに加え、文意の不明瞭な部分も多いテキストゆえ、翻訳、注釈共に、いくつもの誤りを犯していることとは思うが、それらは、読者諸賢の指摘を得て、いずれ訂正するつもりである。

## テキストの翻訳と注釈

Dīwān al-Majlis (総財務庁) [Nuzha : 74-79]

翻訳<sup>5)</sup> Ibn al-Ṭuwayr 曰く：dīwān al-majlisは、昔(qadīman)、諸ディーワーンの根本(aṣl)であった。その中には国家の全知識が集中していた。そこには多くのカーティブが所属し、彼らの各々に独立した持ち場(majlis)が与えられ、各々に1～2人の補佐(mu'in)がついた。このディーワーンの長官(ṣāhib)<sup>6)</sup>は、イクターに関する代弁者であり(al-mutaḥaddith fī al-iqtā'āt), dīwān al-nazar[長官]と同等の地位にある。〈略〉

曰く：彼らに関連する特別の職務の記述。その第一は、daftar al-majlisであり、その保管者(ṣāhib)はムハンナクの宦官<sup>7)</sup>の一人である。さて、それ[の作成]は、諸ディーワーンの長(ra's)として、またそのダフタルの責任者としてふさわしい最も秀でたカーティブに委ねられ、彼は宮殿内のディーワーンに席(makān)を与えられる<sup>8)</sup>。その内側(al-bāṭin)は、下賜物('aṭāyā)の授与[リスト]であり、外側(al-zāhir)は<sup>9)</sup>、新年初日の分配物・犠牲獣・[カリフの]子供や親族や従者また様々な階層の臣僚に対する衣類(kuswāt)の手当て・世界の諸王から届けられる贈り物および彼らに送られる恵み(mulāṭafāt)・書状による通信のある者たちへの下賜金・死亡した高官の経帷子に支出される金額、の記録である。さらに年度毎の差異を知るために、国家において費消される必要物資が記録される。新年元旦の恵みは、ディーナール、四分の一金貨(rubā'iyya)、二十四分の一金貨(qarārit)で3,000ディーナール近くに達する。また犠牲獣の値は2,000ディーナール近くである。dār al-fitra<sup>10)</sup>における人々への分配用の支出は7,000ディーナール。dār al-tirāz<sup>11)</sup>において特別の使用やその他のために支出される額は、毎年10,000ディーナール。運河開き(faṭḥ al-khalij)<sup>12)</sup>の大切な日に支出される額は、食糧を除いて、2,000ディーナール。ラマダーン月に食事用に支出されるのは3,000ディーナール。al-fitr(断食明け祭)とal-naḥr(犠牲祭)の食事に支出されるのは4,000ディーナール。これらは、現物で諸庫から人々に放出される食物、飲料およびその他の賜与を除外してのことである。〈略〉

この職務のために、本来のディーワーンの長官のもとに、専任のカーティブがおり、彼と共に、それをダフタルに書き付ける別の二人のカーティブがいる。そのダフタルとは、そのようなことが、もれなく正しい時日に書き込まれる広げられた記録簿(jar'id maṣṭūḥāt)の意味である。

al-istimār<sup>13)</sup>

曰く：毎年犠牲祭が済むと、ズールヒッジヤ月中、その年のistimārの作成が命じられる。するとdīwān al-rawātib(俸給庁)のカーティブたちが、その長官のもとに集まり、資料('urūd)が彼のもとへもたらされる。それから正確な文書が起草されると、[通常の]手当て(kharj)以外に支給される特別賜与(idrār)の書類が[dīwān?] al-majlisから取り寄せられた後に、清書が作成される。特別賜与には、上下エジプトにおいて(bi-l-wajhayn)規定されているものが記さ

れている。そしてこの額が, dīwān al-rawātibで知られている額に[書き]加えられる。それは istīmārにおいては, 明細が定められているものを一切もらさないために, またその額が現金・現物その他で知られるためである。それらはすべて受給者の名毎に正確に記される。第一番目はワズィールとその一族郎党であり, 以下, 照明係に至るまで全員について記される。〈略〉これらはすべて, 毎年元旦に授けられる賜衣や用意される手当て, また断食明け祭のために dār al-fiṭraから供される現物を除いての話である。また daftar al- majlisにおいて承認されている内々の賜与および待遇も除いてのことである。“Nuzha al-Muqlatayn fī Sīra al-Dawlatayn”の著者曰く: ある時——当時私は dīwān al-rawātib を委ねられていたが——の決定額は, 100,000ディーナール余りか, あるいは200,000ディーナール近くであり, 小麦と大麦は10,000アルデブであった。そして作成が完了すると, カリフの——もし彼がいるならば, つまり実権を握っているならば——もしくはワズィールの上覧に供するために<sup>10)</sup>, dīwān al-nazarの長官に——もしいるならば——さもなくば dīwān al-majlisの長官のもとにもたらされる。〈略〉[カリフまたはワズィールへの]提示が完了すると, それはal-dīwān (dīwān al-majlisか?)に持ち出されるが, 一部のリストはすでに削除されている。これらの者は, 国庫金支出の根拠のないこと, また, [国庫の]窮乏の故に俸禄(iqāmāt)を抑制されるのである。受給者は, カリフやワズィールに訴願することによって(bi-l-mustaqbalāt)満額を得ようとする。しかし, 多すぎると判じられた者は減額され, 値する者は増額される。またその時々状況に応じて, ある者は免職され, 他の者は, 任用される。さらに[istīmārは]持ち出されて, このディーワーン(dīwān al-rawātibか?)の長(rabb)に引き渡される。そして削除されたところに基づいて事は運ばれる。〈略〉

**注釈** 「昔」というのが, いつ頃までのことかは不明だが, このディーワーンは, ある時期まで諸財務機関の上位にあって, それらを統括するディーワーンであったことは確かである。Nābulṣīによれば, 俸給査定その他, dīwān al-zakāt(zakāt=救貧税), dīwān al-jawālī(jawālī=人頭税), dīwān al-kharāj(kharāj=土地税), dīwān al-mawārith(後述), dīwān al-naṭrūn(dīwān al-jihādの項を見よ), dīwān al-thughūr(後述)その他のディーワーンの監査および官吏の任免にあたったと言う[Luma': 36; Rabie 1972: 144-145]。また王朝前半期のワズィール=ヤーズーリー時代(442-450年)の記述に, 「諸ディーワーンの監査官(zimām)たる dīwān al-majlisの長官」という表現も見え[Khiṭaṭ, I: 82, 99]<sup>10)</sup>, このディーワーンの地位をよく示している。

Nuzha記述に見える, このディーワーンの二大職掌は, daftar al-majlisおよびistīmārの作成であるが, 前者は節季や臨時の特別賜与のようであり, 後者が本俸であろう。istīmārの作成にあたる dīwān al-rawātibは, ある時期以降, dīwān al-majlisの部局をなしていたらしい[本稿: 7]。

さて, 出典との対校をしてみると, Khiṭaṭ [I: 397-398]とは記述がほぼ一致するが, Ṣubḥ [III: 489-490]では, daftar al-majlisまでの記述が簡略化されて記載されているにすぎない。しかもṢubḥでは, dīwān al-majlisの記述そのものが, 諸財務ディーワーンの列挙(14機関)の中

で、同様に財務監督の機能を有する *naẓar al-dawāwīn* (*dīwān al-naẓar*), *dīwān al-tahqīq* に次いで、第三番目の記述順しか与えられていない。また I. F. [IV: 141-142] でも、*dīwān al-majlis* は、諸財務ディーワーンの統括 (*ra's aṣḥāb dawāwīn al-amwāl*) の項 (上記三機関を挙げる) において、同様に第三番目に扱われている。これら三機関の相互関係については、後にも触れたいが、ある時期までは諸ディーワーンを包含ないしは統括・監督していた *dīwān al-majlis* も、後に各部署が独立・分化していくと、その地位は相対的に低下し、場合によっては、主として賜与や俸給のみを扱う機関に特化したのかもしれない。後に見るように、このディーワーンの長官の俸給額の相対的な低さも、それを示唆する [本稿: 7]。

「イクターに関する代弁者」については、*dīwān al-jaysh* の項を参照されたい。

#### **Dīwān al-Naẓar** (財務監督庁) [Nuzha : 79-81]

**翻訳** Ibn al-Ṭuwayr 曰く：諸財務ディーワーンについていえば、その最高位は、それらの監督 (*naẓar*) を委ねられるものである。彼は [官吏の] 任免権を有する。そして彼の手によって、定められた時期にカリフまたはワズィールに「書類の提示 (*'arḍ al-awrāq*)」がなされる。またこの職についたキリスト教徒は *al-Akhram* だけであるが、彼は [国家の] 徴税を請け負うことによって初めて、この職を得たのである (*lam yatawaṣṣal ilay-hi illā bi-l-ḍamān*)。またこの職にある者は、国家の徴税官をあらゆる理由で逮捕することができる。〈略〉そして、決算の請求、税金徴収の督促、[請負額の] 弁済義務ある者 (*arbāb al-budūl*)<sup>16)</sup> に対する請求業務のために、文書起草官を任命する。そして彼が意図するところについて国家の誰からも反対されることはない。

**注釈** このディーワーンが財政の最高監督機関であることは、明白である。創設年代は不明だが、年代記には、527, 532, 540, 542, 549年の各条に、特に長官の任免の記述が見え、少なくともこの時期に、この機関の重要性が高まっていたと推察される [菟原 1982 : 141]。

カリフまたはワズィールへの「書類の提示」の部分、*Ṣubḥ* [III : 489] では、*awrāq* が *arẓāq* (俸禄) となっている。これは、単なる書写ミスというよりも、この記述が *dīwān al-majlis* の項で述べられている *istīmār* の提示であると解すれば、辻褄があう。

アフラムの徴税請負については、Nuzha [49] に以下のように記されている。

[ワズィール=リドワーンは] 前述のアルメニア人ワズィール=バフラーム<sup>17)</sup>の時代に、アル・アフラムと呼ばれるキリスト教徒が *dīwān al-naẓar* の職を得ていたことを知った。

[アフラムは] 租税 (*mu'an*) と罰金以外に、毎日 1,000 ディーナール [政府に納入すること] を請け合った (*badhala*)。このようなことを始めたのは彼が最初で、彼はムスリムを害し、抑圧した。それはワズィール=リドワーンには堪え難く……彼の替わりに *al-Murtaḍā al-Muḥannak* と呼ばれる者を徴税請負なしに (*bi-lā ḍamān*) [*dīwān al-naẓar*] に任用した。

この記述を見る限り、この場合の徴税請負は国家レベルのものであり、アフラムは、新たな雑税の導入で増収をはかったのではないだろうか。

#### **Dīwān al-Taḥqīq** (財務検査庁) [Nuzha : 81]

**翻訳** Ibn al-Ṭuwayr曰く：このディーワーンの意味するところは、諸ディーワーンの照査 (al-muqābala 'alā al-dawāwīn) である<sup>18)</sup>。このディーワーンは練達のカーティブ以外には委ねられなかった。〈略〉また彼は、ra's al-dīwān (ディーワーンの長) すなわち dīwān al-naẓar の長官と同等の地位を授けられたが、多くの場合 [その職は] 空席であった (yaftaqir ilay-hi fi akthar al-awqāt)。

**注釈** このディーワーンは501年に創設されたことが知られており、初代長官 Ibn Abī al-Layth は、国家歳入・歳出の総責任者であった [菟原 1982: 141]。また Nuzha [50] には、「このディーワーンは諸ディーワーンの最高位を占め (ajall al-dawāwīn)、国家の全ディーワーンを照査する (yuqābil)」とあり、dīwān al-tahqīq が財政の最高監督機関であったことは確かである。

では、dīwān al-majlis および dīwān al-naẓar との関係はどうだったのであろうか。すでに述べたように、I. F. では、三機関が、諸財務ディーワーンを統括するものとして、一括表記されている点から見ても、これらが同様の職掌を有することは明らかである。Nuzha テキスト内の言及を整理してみると、①三機関の長は同等の地位・権限を有するが、②dīwān al-naẓar と dīwān al-tahqīq の長官は空席の場合があった。一方、リドワーンのリドワール時代、531年から532年にかけての人事を見れば、これら三機関が同時代に存在していたことも明らかである<sup>19)</sup>。さらに、Nuzha 以外の史料には、いずれもアフダルのワズィール時代 (487-515年) のことだが、dīwān al-majlis wa al-naẓar [校訂者、解説: 61; Sawirus III-1: 3] および dīwān al-tahqīq wa al-majlis [菟原 1982: 141; Itti'āz III: 69] というような一体化した表現すら見られる。

これらを勘案すると、dīwān al-tahqīq と dīwān al-naẓar は、時代の要請に応じて、おそらくは財務監査を主要任務として、dīwān al-majlis から独立の部署とされたが、その独立性はいまいなものだったのであろう。すなわち、これらのディーワーンの中では、一人の長官が複数の機関を兼任することもあれば、機関そのものが一つに統合されていた時期もあったのではないだろうか [cf. 校訂者、解説: 58-64; Nuzha: 81, 注(2); 菟原 1982: 141, 150]。

#### **Dīwān al-Juyūsh wa al-Rawātib** (軍務および俸給庁) [Nuzha: 82-85]

**翻訳** Ibn al-Ṭuwayr曰く：dīwān al-juyūsh の職は二つに分けられる。その第一は dīwān al-jaysh (軍務庁) で、そこには性堅固な mustawfi (会計官) が任じられ、彼はムスリムでなければならぬ。〈略〉軍隊の諸事が彼に報告され、また 閱兵 ('ard) と軍人の身体的特徴 (ḥulā) [の記録] と衣類 (thiyāb) のことが委ねられる。このディーワーンには [軍人に関する] 正確な記録 (shawāhid) を管理する二名の保管吏 (khāzin) がいる。一人の軍人が 閱兵 され、ムスタウフィーが納得すると、その軍人の乗馬が検閲される。彼には雄または雌の良馬だけが与えられる。〈略〉[カリフの] 正式命令 (marsūm) による以外には、いかなる軍人 [の待遇] も変更されることはない。彼らのイクターについても同様である。このムスタウフィーにはアミールの副官 (複数) がついており、彼に、軍人の生・死・病気・健康についての最新情報を伝える。また彼は、イクターの相互交換に関して、dīwān al-majlis の長官の [単なる] 署名 [だけ] ではな



第四等級

qāḍī al-quḍā(司法長官)……100	dā'ī al-du'ā(教宣長官)……100
カリフ御前のqāri'(コーラン読み)たち……10~15~20	
諸モスクのkhaṭīb(説教師)たち……10~20	shā'ir(宮廷詩人)たち……10~20

第五等級<諸ディーワーン官僚>

dīwān al-nazar長官……70	dīwān al-taḥqīq長官……50
dīwān al-majlis長官……40	ṣāhib daftar al-majlis <sup>29)</sup> ……35
ṣāhib daftar al-majlis 専属のカーティブ……5	dīwān al-juyūsh長官……40
al-muwaqqi' bi-l-qalam al-jalī <sup>29)</sup> ……30	その他の諸ディーワーン長官……20
すべてのmu'in(補佐官)……5~7~10	

第六等級<カイロとフスタートの吏僚(mustakhdam)>

カイロ総督府(wilāya al-Qāhira)およびフスタート総督府(wilāya Miṣr)の吏僚たち(総督か?)	……50
穀物庫, カリフ別邸?(munākhat), 庭園, カリフ私有地(amlāk)等の警護人(hāmin)たち	……5~10~15~20

第七等級<宮殿内外の召使(farrāsh)>

ṣāhib al-mā'ida(食卓長), ḥāmī al-maṭābikh(厨房長)……各30
rashshāsh(散水係)たち……5~10

第八等級<近習騎馬隊(ṣibyān al-rikāb)>

ṣāhib rikāb al-khalīfa(近衛騎馬隊長, 12名)……各50	隊員……5~10~15
--	-------------

ところでdīwān al-rawātibの記述は, Ṣubḥでは二通りに現われる。第一は, dīwān al-jaysh wa al-rawātibの一部局としてであり[Ⅲ: 489, 俸給の詳細は521-523], 第二は, 諸財務ディーワーンとして列挙される14のうちの7番目のディーワーンとしてである[Ⅲ: 491]。第一の記述は, 多少の省略・異同はあるが, Nuzha記述とほぼ同内容である<sup>30)</sup>。一方, 第二の記述内容は, Nuzhaにおけるdīwān al-majlisの項のistīmārの部分の要旨である。同じく俸給を扱う部局が, このように二通りの記述をされているのは, dīwān al-rawātibが, ある時代に, dīwān al-jayshの部局からdīwān al-majlisの部局に変更されたことを物語っていると見てよいであろう<sup>31)</sup>。

**Dīwān al- Iqtā'**(イクター庁) [Nuzha : 86]

**翻訳** dīwān al-iqtā'について言えば, そこで扱われるのは, 軍人に分与されるものだけである。彼らの身体的特徴(hilya)および乗馬の特徴(shiya)は登録されない。ある徴税区(nāhiya)が徴税請負人(dāmin)を欠く時, あるいは[請負契約を]解かれた(mahlūla)場合に, その[徴税区の]イクターが割り当てられる(rusima)。dīwān al-majlis——それが諸ディーワーンの統括機関であることは, すでに述べられた——によって, 4年間の租税額(irtifā') [の査定簿]が作成される。[4年のうちの]2年間は豊作を基準に, また2年間は不作を基準に, それに関する調査によって[作成され], それからその租税額が, この期間分(4年間分)合算される<sup>32)</sup>。この租税額は穀物その他の売却価格(as'ār)によって定められる<sup>33)</sup>。定められた額が,

それによって徴収されると、その余剰は[徴税請負人に?]取られる (fa-idhā ijṭama'a min dhālika mablagh ma'lūm ukhidha ray'-hu)。ある徴税請負人が[他の者に?]分与されていた徴税区 (nāhiya kānat muqṭa'a) を請け負うことを望む場合には、その地区の年収高 ('ibra) に基づいて、同様に平均額 (mu'addal) が算定され、余剰と、このやり方で彼が望む経費 (badhl) と共に、それを請け負う<sup>30)</sup>。

'urbān (遊牧アラブ) について言えば、辺境その他における彼らのイクターは i'tidād と呼ばれる。それは各1,000ディーナール毎に100ディーナールである。

注釈 I. F. [IV : 147-148] に依拠したテキスト。Ṣubḥ [III : 489] の記述は、わずかに3行のみ。Khitāṭ には記述がない。

ここには二つのタイプのイクターが挙げられている。軍人に分与されるイクターと i'tidād のイクターである。前者は以下の理由により「軍事イクター」ではなく、納税請負契約 (qabāla) であると考えたい<sup>30)</sup>。①身体および乗馬の特徴といった軍事的能力に関わる条件が無視されているのは、このイクターが軍事奉仕とは無関係であることを示唆している。②アッバース朝期からファーティマ朝期にかけての納税請負制では、毎年一定額を国庫に納入するために、4年間の契約期限を設けてその平均をとっていた [森本 1975 : 282]。③主語があいまいで、文脈は不明瞭だが、イクターを割り当てられた者 (この場合、徴税請負人) が受け取るのは、余剰と経費であって、「定められた額」は政府に納入されると解釈しうる<sup>30)</sup>。

もっとも、なぜ軍人だけを対象とする制度が設けられているのかについては、明瞭な理由を見出すことができない。ファーティマ朝後半期には、納税請負契約への軍人の参入が一般化しており、彼らを優遇するため、あるいは混乱を避けるために、政府は専用機関を設置したのであろうか [cf. 菟原 1982 : 150-151]。「[他の者に?]分与されていた徴税区を請け負う」以下の部分は、請負の下請けを意味するものと考えておく [cf. 森本 1975 : 284]。

i'tidād のイクターについては、Makhzūmī に比較的詳しい記述が残されている。それによれば「i'tidād (計算) のイクター」は、正式にディーワーンに登録され、閲兵を経た遊牧アラブ (ウルバーン) にのみ俸給として割り当てられる。イクター割り当ての条件は、服従、街道の警護、危急の際の出動、正規軍への出仕、等であるが、遠征の義務はない。 [Makhzūmī : 69-70 ; Cahen 1972 : 166-167]。要するに補助軍としてのウルバーンに授与された軍事イクターの一つと見ることができよう。i'tidād とは、イブラ (イクター年収高) の計算方法を示す用語で、4 dīnār i'tidād が 1 dīnār jayshī にあたる [Cahen 1972 : 178-179]<sup>30)</sup>。翻訳中の「1,000ディーナール毎に100ディーナール」というのは、i'tidād のことではなく、経費あるいはウシュル (十分の一税) として政府によってイクター収入から差し引かれる額を指すものと思われる [cf. Cahen 1972 : 178 ; Cahen 1956 : 21 ; 佐藤 1986 : 241-242]。

Dīwān al- Inshā' wa al-Mukātabāt (文書庁) [Nuzha : 87]

al-Tawqī' bi-l-Qalam al-Daqīq fī al-Mazālim (マザーリムにおける細筆による書き入れ) [Nuzha : 87-88]



al-Tawqī' bi-l-Qalam al-Jalīl(太筆による書き入れ) [Nuzha : 88-90]<sup>38)</sup>

翻訳 (dīwan al-inshā') ファーティマ朝の制度について, Ibn al-Ṭuwayr曰く: この地位(文書庁長官)は, ファーティマ朝では, 書記術に最も卓越したカーティブにのみ委ねられ, 彼は, al-ajall(最も卓越した)と呼ばれた。到着した書状は, 封をされたままで彼に手渡され, 彼が手ずからカリフにそれを提示する。その書状の記録およびそれに関する返答を命ずるのは彼であり, また時にはカリフのもとで夜を過ごす。これは彼以外には認められないことである。

曰く: 彼は賜衣(kiswa)・手当て(rusūm)・恵み(mulātafāt)に関して, イクター受給者の中で第一位を占める(awwal arbāb al-iqtā'āt)<sup>39)</sup>。貴顕(khawāṣṣ)以外には誰も彼のディーワーンに入ることはできないし, また彼の[部下の]書記の誰とも会うことはできない。〈略〉

Ibn al-Ṭuwayr曰く: エジプトのファーティマ朝では, 彼のことを kātib al-dast(上席の書記)と呼んでいた。

(al-tawqī' bi-l-qalam al-daqīq) カリフは彼が必要とするコーランの知識・筆跡の手直し・ハディースの知識・預言者やカリフたちの話についての相談相手を欠かすことができない。彼(相談相手)は, 週の大半をカリフと同席する。また彼にはその役目に適任のムハンナクの宦官がつくので, [同席者は]皆で3人になる。彼はカリフに伝記の逸話の要約を読んだり, 高貴な振る舞いの話をくりかえし語る。それで彼には kātib al-dastに次ぐ高い地位が与えられる。〈略〉また彼は[マザーリムにおける]細筆による書き入れの職務を有している。〈略〉そして彼が[指示を]書き入れるもの(訴願書)を彼に提示する給仕(farrāsh)がつく。文書庁(dīwān al-mukātabāt)の職責上, 彼は許可なしには誰も入ることのできない執務所を与えられる。彼の待遇は, 手当てや賜衣その他において文書庁長官に次ぐ。

(al-tawqī' bi-l-qalam al-jalīl) これは重要な地位で, 「[細筆による書き入れの職]」に対して] al-khidma al-sughrā(小職)と呼ばれる。〈略〉彼が書き込むべき書類を手配する給仕が彼のために任命される。ワズィールが軍人である場合には, カリフは四つの場合を除いて<sup>40)</sup>, 手ずから書類に書き入れることはない: カリフに訴願書が提出されると, 彼は「いと高き神が望みたまうなら, それは裁可されよ」とそれに書き入れる。あるいは, その右側に「そのように書き入れよ」とも書く。それから訴願書は dīwān al-majlisの長官本人のもとに運ばれ, 彼が太筆で(jalīlan)それに書き入れるが, 署名('alāma)用に余白を空けておく。すると訴願書は再びカリフのもとに運ばれ, 彼はそれに署名を入れる。彼ら(ファーティマ朝カリフ)の署名は皆 "al-ḥamd li-llāh rabb al-'ālamīn(全世界の主たる神に賛美)" であった<sup>41)</sup>。それから訴願書は持ち出されて, 諸ディーワーンで[処置が]確認される。

カリフは租税取り立て免除(musāmaḥa)や特別報酬(taswīgh)やワクフ設定(taḥbīs)に関して[命令を]書き入れていた: 「我らはそれに恩恵を与える」また「我らはそれを果たす」。もしカリフが以前の事柄について知ることを望む時には, 「それについて事情を明らかにせよ」と書き入れる。そして事情が明らかにされると, カリフはそれに署名する。剣のワズィール(軍

人ワズィール)がいる時には、カリフは自ら「我らがワズィール al-sayyid al-ajall(各ワズィールの称号が書かれる)——神よ我らに彼の長生を享受せしめよ——はその処置を命ずるように。いと高き神が望みたもうなら」と書き入れる。ワズィールはカリフの筆跡の下に「我らが主・信徒の長——彼に神の祝福あれ——の命令は従われるべし」と書く。ワズィールが悪筆の場合には「従われるべし」[とだけ]書く。そして前述したように、諸ディーワーンで確認される。〈略〉

注釈 文書庁はdiwān al-rasā'ilとも言われ、地方や外国から中央政府に送付される文書・通信を処理し、中央から発せられる文書を作成する機関である。したがって、その長官が最も書術に卓越していなければならないのは当然である。また彼の執務所に余人が近寄り難いのも、そこで国家の重要事項が処理されているからであろう。書状の取り次ぎ、記録、返答、等の業務に関しては、もっと複雑な手順を記した史料も知られているが、その紹介は別な機会に譲りたい<sup>42)</sup>。

長官が「カリフのもとで夜を過ごす」の部分は、Khitāṭ [I : 402]では、「カリフは、非常に多くの事柄に関して、彼に助言を求め、また彼は誰にも妨げられずに、カリフ御前に出頭できるが、これは彼以外には認められないことである。そして時として、カリフと共に幾夜も過ごす」とあり<sup>43)</sup>、彼がカリフの顧問官であったことを示している。もっとも、この役割に関しては、長官職と al-tawqī' bi-l-qalam al-daḡīq の職(以下「ダキーク職」と略す)との間に職掌の重複が見られる。ダキーク職に師傅のニュアンスがあるのは、王朝後半期には、幼少時に即位するカリフが多かったことによるのかもしれない。

ダキーク職の固有の任務は、文字どおりマザーリム<sup>44)</sup>における細筆による書き入れである。そして翻訳の「ワズィールが軍人である場合には」以下に示されているのが、マザーリムの手順である。記述を整理すると、ワズィールの関与する場合とそうでない場合に分けられ、前者の場合、カリフへの訴願書の提出(カリフ命令の書き入れ)→diwān al-majlisの長官に廻送(太筆で書き入れ)→カリフの署名→諸ディーワーンで処置の確認、となり、この間に必要に応じてカリフへの事情説明がなされることもある。ワズィールの関与する場合は、カリフからワズィールへの命令の書き入れ→ワズィールの書き入れ→諸ディーワーンでの確認、という手順である。

しかしマザーリムの手順の説明としては、この部分のテキストはきわめて不完全な記述である。そもそも、これではダキーク職と al-tawqī' bi-l-qalam al-jalīl の職(以下「ジャリール職」と略す)の職掌分担も関係もわからない。ところで、Nuzhaの復元には用いられていないが、Ṣubḥ [III : 487]には、ダキーク職について、「剣のワズィールがマザーリムに臨む時には、彼はその傍らにあって、ワズィールがマザーリムにおいて命ずることを書き入れる」、また「マザーリムの訴願書が提出されると、それはṣāhib al-qalam al-daḡīqのもとへ廻され、彼がカリフの命令、あるいはワズィールの命令、あるいは自己の裁量によって、必要なことをそれに書き入れる」とある。さらにジャリール職については、「その職務は、ṣāhib al-qalam al-daḡīqが書き

入れた事柄を実地の命令にして伝え、敷衍することである」、また「(ダキーク職によって書き入れられた訴願書は), ṣāhib al-qalam al-daḡīqが指示した事柄を敷衍するためにal-qalam al-jalīlによる書き入れの職に廻される」とある。つまり、訴願に対する政府命令は、カリフカワズィールの命令によるにせよ<sup>45)</sup>、自己の裁量によるにせよ、まずダキーク職によって、大筋の指示がだされ、それを受けて、ジャリール職がより詳細で具体的な命令にするのである。ジャリール職はダキーク職の下僚であり、「小職」と呼ばれるゆえんである。

翻訳中で、dīwān al-majlisの長官が「太筆で書き入れる(つまり政府側の具体的な処置を指令する)」という記述も、すべての場合にあてはまるのではなかろう。訴願の多くは、税に関する苦情や臣僚の待遇改善に関わるものであったと考えられ、政府側もそれに応じた部署で対応していたことを示しているのであろう[cf. Stern1962: 204]。またジャリール職は文書庁内の専門官であって、dīwān al-majlisの長官すなわちジャリール職とみなさない方がよい。なぜならば、Ṣubḥ[Ⅲ: 486-488]では、長官職とダキーク職とジャリール職が文書庁の三大職掌とされているし、また本稿で示した俸給リストでもdīwān al-majlis長官とジャリール職は別々に扱われているからである。

いずれにせよ、マザーリム手順には、時と場合に応じて様々なバリエーションがあったことが知られており、上記のNuzhaテキストも、そのような変遷を重ねる制度のごく一部を不完全に反映しているにすぎない<sup>46)</sup>。

#### al-Khidma fī Dīwān al-Ṣaʿīd al-Aʿlā wa al-Adnā(上エジプト庁) [Nuzha : 91]

**翻訳** 上エジプトだけを管掌する。ここには、幾つかの部局に分かれて多くの書記が属している。これらの部局は、それぞれに税の徴収(istifāʿ)を分担しており、遅滞している納入を請求する督促令状(tadhkira)を作成しなければならない。このディーワーンの長官が自らその明細を草し、それは上級官庁(al-dīwān al-kabīr)の長官に廻されて、取り立て命令(istirfāʿ)が書き入れられる。この業務のために長官は、ハージブあるいはその他の者の中から、適任と思われる係官を任命する。この係官のために日々業務書(muyāwama)が用意される。そして彼は、このディーワーンで働く間、吏員たち(mustakhdamūn)からそれを受け取り、その写しを[取り立て]実施諸官庁(al-dawāwīn al-uṣūl)へ届ける。

**注釈** 上エジプトの徴税担当官庁である。「上級官庁」とはdīwān al-majlisやdīwān al-nazar等の財務監督機関を指すのであろうか。「日々業務書」以下の部分は、上級官庁による発令後、このディーワーンで正式の督促令状が作成され、それを日々の実際の業務として伝える書類を現場で実施にあたる機関に取り次ぐ手順と理解できる。

#### al-Khidma fī Dīwān Asfal al-Arḡ(下エジプト庁) [Nuzha : 91]

#### al-Khidma fī Dīwān al-Thughūr(地中海岸地域庁) [Nuzha : 92]

#### al-Khidma fī Dīwān al-Jawālī wa al-Mawārīth al-Ḥashriyya(人頭税および遺産管理庁) [Nuzha : 92]<sup>47)</sup>

**翻訳** (下エジプト庁) このディーワーンは、カイロ北方から港湾諸都市(al-thughūr)を除き、

塩の海(al-baḥr al-milḥ)に至る地域を管掌する。納入請求および徴収に関する処理規定は前記(上エジプト庁)同様である。

(地中海沿岸地域庁)アレキサンドリア, ダミエッタ, ナスタルーフ, ブルッルス, ファラマーを管掌する。この業務および取り立て請求や書記たちに関する規定は, すでに説明されたところと同様である。

(人頭税および遺産管理庁)これら二業務のみを管掌する。このディーワーンの長官は公正な人物にのみ委ねられ, そこには多くの書記が属している。ディーワーンの状況は前述したところと同様である。

注釈 これら三機関は, 上エジプト庁と同様の業務内容を有する徴税機関である。担当地域および税種によって, それぞれ独立している。地中海沿岸の諸都市が下エジプトの中でも別扱いになっているのは, 輸出入税や漁業税の徴収のためであろう<sup>48)</sup>。jawālīは, むしろ法学用語でいうジズヤのこと。mawārith ḥashriyyaは死亡者の資産管理。相続人不在の場合には国庫に没収される[Rabie 1972: 127ff.]。

al-Khidma fī Dīwān al-Kharājī wa al-Hilālī (ハラージー税庁およびヒラーリー税庁)  
[Nuzha: 93]

翻訳 [カリフ資産の]賃貸し不動産(ribā')および諸雑税(mukūs)を管掌する。商工業(ṣinā'a)に関わる職掌上, 往来する者に対してdīwān al-abwābが設置されていた。またすでに述べられたように, このディーワーンには非常に多くの賃借り人に対する割り当て業務があった(wa 'alay-hi ḥawālāt akthar al-murtaziqīna ka-mā taqaddama)<sup>49)</sup>

注釈 kharājīはコプトの太陽暦, hilālīはイスラム暦(太陰暦)を意味し, それぞれの暦によって徴収される税を扱う機関である。ただし上記の記述内容は, 耕作とは関係がない点から見て, 主としてdīwān al-hilālīの職掌のように思える。少なくともribā'関係は, ヒラーリーである。ribā'には, 家屋ばかりでなく, 公衆浴場, 店舗, 油圧搾所, 製粉所, 等も含まれ, これらの賃貸し料はイスラム暦の月毎に徴収されていた[cf. Lev 1991: 66; Nuzha: 93, 注(1)]。

雑税の内容については, よくわからないが, 文脈から見て, 市門を出入りする商品や製品にかけられた関税を意味しているのかもしれない。abwābは文字どおりには, 「諸門」の意だが, 「諸税」の意もある[cf. 森本 1975: 232, 244]。

最後の文章の意味も実は不明である。Goitein[1967: 269-270]によれば, 当時, 店舗や作業場での営業は, 政府に月毎の認可料を支払わねばならなかった。ḥawālātとはそのような認可業務関係のことを意味しているのかもしれない<sup>50)</sup>。

al-Khidma fī Dīwān al-Kurā' (厩舎庁) [Nuzha: 93-94]

翻訳 厩舎の業務およびそこに飼われるカリフの乗馬その他, またラバやラクダを管掌する。このディーワーンの見積もりによって, 役畜や飼養動物の飼料が穀物倉庫や畜舎から供給される。また政府官衙周辺で使用されるロバおよび馬具・装備品や象・キリン・野性動物の飼料や, そこの吏員全員に関わる支出をも管掌する。このディーワーンには, 二名の主務書

記 (kātib aṣl) と一名の会計官 (mustawfi) と二名の補佐官 (mu'in) が属する。

**注釈** いわゆる行政機関とは性格の異なる部署である。主務書記と会計官の間では、おそらく後者の側に監督権限があったものと思われる。というのは、dīwān al-jaysh にも mustawfi と kātib al-jaysh al-aṣl が任命されているが、前者の地位の方が高いことが知られているからである [Nuzha : 96-97]。

**Dīwān al-Jihād** (聖戦庁) [Nuzha : 94-100]

**翻訳** Ibn al-Ṭuwayr 曰く : dīwān al-jihād の職、それは dīwān al-'amā'ir ('amā'ir=艦隊) とも呼ばれる。その位置はフスタートの造船所 (ṣinā'a al-inshā') にあり、艦隊、カリフの穀物・薪その他の運搬船のため [の官庁] であった。〈略〉

曰く : このディーワーンの最も重要な仕事は、艦隊と兵員の維持管理および al-shawānī al-ḥarbiyya, al-shalandiyāt, al-musattahāt, 等の船<sup>5)</sup> をフスタート、アレキサンドリア、ダミエッタで建造し続けること、また、シリア沿岸が彼らの支配下にあった時には、ティレヤアッカやアスカロンに艦隊を派遣することであった。艦隊指揮官が保持していた兵員名簿は、最終的には 5,000 名を超えた。その内、十名の高官は al-quwwād と呼ばれた。一人一人は qā'id である。彼ら全員 (兵士全員の事か?) の俸給は、20 ディーナールから 15, 10, 8, 2 ディーナールであった。また彼らには、天然炭酸ソーダ税 (naṭrūn) を含む「戦士の諸税 (abwāb al-ghuzā) 」として知られるイクターが与えられた。そして彼らのディーナールは半ディーナール程度の換算比率によった。これら十人のカーイドの中から合意を得た者が遠征に赴く艦隊の司令官に任命された。〈略〉

**注釈** 主要業務は、対十字軍戦争における海軍の維持管理である。531年、ワズィール=リドワーンによって創設されたことが知られている。このワズィールの政策の一大特徴は反キリスト教徒主義であり、dīwān al-jihād の創設もその一環であった [荻原 1982 : 133]。もっとも、海軍の軍政事務を扱う機関は、それ以前からあったはずなので、創設といっても実際には、従来のディーワーンを十字軍対策用に整備・強化し、新たな名称を冠したということではなからうか。

「戦士の諸税」と呼ばれるイクターの実態は、上の記述からは、よくわからない。天然炭酸ソーダの販売収益は国家独占であったことが知られているので、諸種の政府収入が海軍将兵の取り分として割り当てられていたのであろう [cf. Musharrafa 1948 : 206-207 ; Rabie 1972 : 85-86, 137]。「彼らのディーナール」というのが、イクター収入高の表示単位、すなわちディーナール・ジャイシーを指すことはまちがいない。

**Dīwān al-Aḥbās** (ワクフ庁) [Nuzha : 100-101]

**翻訳** Ibn al-Ṭuwayr 曰く : dīwān al-aḥbās の職。これは業務の最も広汎なディーワーンである。宗教に関わる職掌上、信頼のおける誠実で卓越したムスリムのカーティブのみがこのディーワーンに仕える。そしてここには、ワクフ施設に仕える者たち (arbāb hādhihi al-khidam) の代理人を務める多数の主事 (mudabbir) がいる。主事は dīwān al-rawātib から支給

される彼ら(ワクフ施設に仕える者)の俸禄(arzāq)の確認をし、その支出の実施にあたる。諸モスクの監督者たち(mushārif)から、その月の間欠かさず勤めあげたことを証する通知書が届かない限り、これらの誰に対しても支出は認められない。〈略〉

このディーワーンにはistimārātの手配のため、二人のカーティブと二人の補佐(mu'īn)が属している。そのistimārには、土地(riqā')や俸給(rawātib)に関するすべての事柄、およびこのディーワーンのために徴収される上下エジプトの諸税(jihāt)が記録される。

**注釈** モスク等の宗教施設の維持管理のためのディーワーンである。俸禄受給者に対する管理の徹底ぶりが注目される。ファーティマ朝時代には、ワクフ資産は完全な国家管理であり、受益者に必要額支払われた後の残額は国庫収入となっていた。つまりワクフ収益は国家財源の一部でもあったわけで、受益者に対する支出の管理も、そのような観点から重視されたのであろう<sup>52)</sup>。

後段のistimārはワクフ財源からの収入および支出基準が記されているものであろう。おそらくこの台帳を資料にして、dīwān al-rawātibで俸給支給の最終的調整がなされたものと思われる。

**al-Khidma fī al-Ṭirāz al-Sharīf**(ティラーズ庁)<sup>53)</sup> [Nuzha : 101-104]

**注釈** ṭirāzとは、カリフや高官の礼服・官服を指し、転じて、これらの衣類・織物の製作所をも意味した[Nuzha : 101, 注(4)]。製作所(dār al-ṭirāz)は、ダミエッタ、ティンニース等の町にあった。ティラーズ庁は衣類の制作および宮廷への引き渡しの任にあたったが、いわゆる行政官庁とはまた別の機関なので、翻訳による紹介は省略する。

## むすび

以上のディーワーンにおおよその分類を与えるとすれば、次のようになろう。財務統括：dīwān al-majlis, dīwān al-naẓar, dīwān al-taḥqīq。徴税：dīwān al-ṣa'id, dīwān al-asfal al-arḍ, dīwān al-thughūr, dīwān al-jawālī wa al-mawārith al-ḥashriyya, dīwān al-kharājī, dīwān al-hilālī。軍政と俸給：dīwān al-juyūsh wa al-rawātib, dīwān al-iqtā', dīwān al-jihād。政府文書全般およびマザーリム：dīwān al-inshā' wa al-mukātabāt。王朝資産管理：dīwān al-kurā', [dīwān] al-ṭirāz。ワクフ管理：dīwān al-aḥbās。

むろん、これらがファーティマ朝のディーワーンのすべてではなく、また史料の性格上、末期の状況の反映にすぎないことは、「はじめに」で述べたとおりである。したがって、筆者の今後の課題としては、とりあえずNuzhaの記述にもれたディーワーンの把握から始めたいと考えているが、最後に、当時のディーワーンの研究に際しての一般的な注意点を以下に記して、本稿の筆はおくこととする。①制度は、長い期間の間には変容するのが当然で、ディーワーンの研究も、スタティックなその再構成をもってよしとするのではなく、制度の動態を見きわめる必要がある。②ディーワーンのイメージを近代の官庁のそれと重ねてはならない。ディー

ワーンといっても実際には、ある職務に携わる官吏の集団と考えた方が、むしろ実情に近いかもしれない。その証拠に、ワズィールによっては、「諸ディーワーンを自邸に移す」というようなことが可能なのである[菟原 1978 : 87 ; Nuzha : 74]。③ディーワーンと等しく呼ばれていても、その性格は一様でない。たとえばその中には、*dīwān umm al-khalifa* (カリフ母後のディーワーン)などのように、明らかに私的家政機関を指すものも含まれる[菟原 1978 : 75]。またあるディーワーンは他のディーワーンの部局であることも多く、その統属関係にも注意を払う必要がある。④当然のことだが、ファーターイマ朝のディーワーンといっても、けっしてその前後の時代と不連続なわけではない。したがってディーワーン研究も、中世エジプト史の展開という大きな脈絡の中で考えねばならない。

### 注

- 1) ディーワーンに関するまとまった記述は、*Khiṭāṭ* [ I : 397-403 ], *Ṣubḥ* [ III : 486-492 ] に見られる。*Ṣubḥ*には1914年刊の旧版があるが、新旧両版は基本的には同一テキストである。ただしページ付けが異なる点に注意を要する。Canard 1957はその旧版テキストのファーターイマ朝制度関係部分を再版したもの。またWüstenfeld 1879は、*Ṣubḥ*のエジプトの地理と行政に関する部分の写本に基づいた翻訳だが(ファーターイマ朝ディーワーン関係はpp. 188-195)、現行の刊本と照合すれば、省略部分もあり、翻訳も不正確である。
- 2) ファーターイマ朝ディーワーンに関する主な研究としては、Musharrafa 1948 : 150-231 ; Mājid 1973 : 第3章, 第5章 ; Magued (Mājid) 1962 ; Imamuddin 1969 ; El<sup>2</sup> "Dīwān" 等がある。その他にNuzhaテキストにつけられた校訂者による解説 "Nuẓum al-Fāṭimīyyin (「ファーターイマ朝の制度」, 以下「校訂者, 解説」と略す) は有用である。なお本稿準備中に、A. F. Sayyid, *al-Dawla al-Fāṭimīyya fī Miṣr : Tafsīr Jadīd* (『エジプトのファーターイマ朝—新解釈』), Cairo, 1992の出版を知ったが、入手が間に合わず、筆者未見である。文書庁とマザーリムに関しては、Stern 1964が優れている。
- 3) Nuzha序文 [18-23]。特に*Khiṭāṭ*の写本については、イスタンブル写本 (No. 1472) の自筆草稿およびミュンヘン写本 (No. 116)、ライデン写本 (No. 372) を用いることによって、ブーラーク版の誤りや欠落を訂正することができたという。もっとも、ディーワーンに関する部分に限って言えば、ブーラーク版を大きく修正した箇所は、私には見当らなかった。
- 4) 復元に用いられた史料の著者は、いずれもマムルーク朝時代の著述家であり、彼らがNuzhaを引用する段階で、すでに自らの意図に基づいた記述の整理をしているのは、それぞれの対応箇所を対比すれば、一目瞭然である。また、記述内容そのものにも異同がある。出典間に異同がある場合、サイド氏は、原則として、*Khiṭāṭ*に依拠した復元をしている。
- 5) ディーワーンの職掌にそれほど関係しない記述は省略し、<略>で示す。また [ ] は私の補足である。
- 6) 長官職を示す語には、他に*mutawallī*があるが、ファーターイマ朝官制に関する限り、*ṣāhib*と*mutawallī*は同義とみなせる。
- 7) *ustādh muḥannak*。最高位の宦官。ターバンをあげ(*ḥanak*)にまわして結わえるのが特徴[*Ṣubḥ*, III : 477]。

- 8) これが<sup>g</sup>diwān al-majlisの長官であろう。
- 9) 「内側, 外側」というのは, 具体的にはよくわからないが, リストの書き分けを意味するものと思われる。
- 10) ラマダーンと断食明け祭の間, 食事を提供する建物 [Lev 1991 : 142]。
- 11) 官服製作所 [本稿 : 14]。
- 12) 毎年ナイルが満水すると, 灌漑用運河の開削式典が盛大に挙行された。詳しくは, Sanders 1994 : 100-112を見よ。
- 13) istimārとは, 官吏の俸禄のことを記した公文書。日毎, 月毎, 年毎に現金・現物の俸禄が記される [Nuzha : 76, 注(1)]。
- 14) ファーティマ朝後半期の大半は, ワズィールが, カリフに代わって, 実質上の統治者であったことを反映した表現である。
- 15) より詳しくは, 菟原 1978 : 90を見よ。
- 16) arbāb al-budūlの部分は, Kḥiṭaṭ [ I : 400]およびI. F. [IV : 142]では, arbāb al-dawla, またItti'āz [ III : 338]では, arbāb al-ḡamānāt (ḡamān=徴税請負) となっているが, 校訂者はI. F. の写本によって, budūlと確定している。budūlの意味は不明瞭だが, テキストの文脈およびItti'āzの表現に鑑みて, 納税請負契約における未納残額の「弁済」と解釈した。
- 17) Abū al-Muḡaffar Bahrām (在位529-531年)。Riḡwān b. al-Walakhshī (在位531-533年)がその後任 [菟原 1982 : 131-133]。
- 18) muḡābalaについては, cf. Mammāṭī : 301; Cooper 1973 : 240-241。
- 19) 531年 : 「Ṣanī'a al-Khilāfaと称されるAbū Zakarīをdiwān al-taḡīqから免じた。〈略〉彼はdiwān al-majlisにおいて, Abū Manṣūr Muḡammad al-Anṣārīの同僚であった」 [Nuzha : 50]。532年 : al-Akhramをdiwān al-naḡarから更迭し, al-Murtaḡā al-Muḡannakを任用 [Nuzha : 49]。(年代はいずれもItti'āz [ III : 163, 165]によって確定。)
- 20) balad muḡawwarは, 校訂者の注 [Nuzha : 83, 注(1)]に依拠して訳したが, Ṣubḡ [ III : 488]では, balad kāmila, I. F. [IV : 143]では, balad muḡarraraとあり, 再検討を要する。
- 21) 等級と金額は, 注釈において整理して示す。
- 22) mustawfiという官職名はdiwān al-kurā' (後述)にも見られる [cf. Rabie 1972 : 156]。
- 23) 「単なる署名だけでなく, 説明のある書類をもとに」というのは, 文書処理の段階で, 単に承認の署名を書き入れるだけでなく, 案件に対する事情説明を書き加えるという意味であろう。
- 24) zimām al-qaṣr以下ṣāḡib al-majlisまでも, ムハンナクの宦官に属する [Ṣubḡ, III : 480-481 ; Lewis 1974 : 204-205]。
- 25) マザーリムにおけるal-tawqī' bi-l-qalam al-daḡīqの職 [本稿 : 9]。
- 26) 武官中で「剣のワズィール」に次ぐ地位を占める [Ṣubḡ, III : 479 ; Lewis 1974 : 203]。
- 27) 太刀持ち, 槍持ち共, カリフが出御するパレードでの職掌 [Ṣubḡ, III : 479 ; Lewis 1974 : 204]。
- 28) daftar al-majlis作成のためにdiwān al-majlisの長官とは別に任命される専任のカーティブのことと思われる。第2等級のṣāḡib al-daftarとは別人である。本稿 : 2を見よ。
- 29) マザーリムにおけるal-tawqī' bi-l-qalam al-jalīlの職 [本稿 : 9]。



- 30) Nuzha記述はKhitāṭ[I : 401-402]にほぼ一致。I. F.[IV : 143-145]では多少の表現の異同がある。
- 31) Nuzhaの校訂者はMakhzūmī[68-69]によって、この所管の移行を指摘する[校訂者, 解説 : 59, 65]。Makhzūmīの記述は以下のとおり。「このような者たちに対する俸給支給業務は、[以前] *diwān al-jaysh* でなされていたが、その業務専用のディーワーンに移管され、それは、*diwān al-rawātib* と呼ばれた。このディーワーンは、*diwān al-jaysh* の一部局であったが、[その後] その長官は、諸財務を扱う *diwān al-majlis* の長官に属するようになった。」
- 32) 合算した後、平均額が算出されるのであろう。
- 33) 作物の種類毎に、単位面積あたりの税額が異なることを意味するのであろう [cf. Rabie 1972 : 74-75 ; Cooper1976 : 379-381]。
- 34) 「それを請け負う (*wa ḡamina-hā*)」の語句はNuzhaでは欠落。I. F.[IV : 148]によって補った。
- 35) ファーティマ朝時代の「イクター」の語は、次の三タイプを指す可能性がある。①カティーア(特に軍事奉仕と結びつかない私有地)。②納税請負。③軍事イクター(軍事奉仕の代償として俸給のかわりに授与された徴税権) [菟原 1993 : 182-183]。
- 36) もし「定められた額」をムクターの取り分と解釈すると、この項全体の解釈もまた全く異なってくる。
- 37) 佐藤次高氏は「*i'tidad* のイクター」を「信頼のイクター」と訳されている [佐藤 1986 : 187]。またディーナール・ジャイシーについては、佐藤 1986 : 117, 226, 239-241を見よ。
- 38) これら三機関は、テキストではそれぞれ独立項目であるが、本稿では文書庁関係の職掌としてまとめて扱う [cf. Ṣubḥ, III : 486-487]。
- 39) このイクターは、恩典として授与されるカティーアであらう [cf. Rabie 1972 : 26]。
- 40) 「ワズィールが軍人である場合には」というのは、ファーティマ朝後半期の状況を指す。「四つの場合」というのが、どのようなことを指すのか、テキスト文脈から窺うことはできない。
- 41) 当時の署名は名前や職名ではなく、各個人特有の標語でなされた。詳しくはStern 1964 : 123-165 およびNuzha : 89, 注(1)を見よ。
- 42) ファーティマ朝の文書庁の業務規範を記した同時代史料として、Ibn al-Ṣayrafī, *Qānūn diwān al-rasā'it* がある。刊本は二種 : 'Alī Bahja (ed.), Cairo 1905 および A. F. Sayyid (ed.), Cairo 1990。
- 43) Ṣubḥ [III, 486] もほぼ同様の記述。なおNuzhaテキストの長官職の部分は、Ṣubḥ, I : 102-103に依拠している。
- 44) 一般住民や臣僚の苦情を審理し、裁定を下すために設けられた一種の行政訴訟の制度。ファーティマ朝では、訴願に対する事務処理は、主として文書庁を中心におこなわれた。
- 45) カリフやワズィールの命令は、ごく抽象的なものか、「よきに計らえ」式のものが多かったと思われる。
- 46) マザーリムの手順については、以下を見よ。Stern1962 : 193-209 ; Stern1964 : 95-102 ; 菟原 1978 : 91-92 ; 菟原 1982 : 143-144。
- 47) これら三機関は、テキストでは独立項目だが、本稿では便宜上まとめて扱う。
- 48) あらゆる商品の輸出入には種々の率の税がかけられた。特にアレキサンドリア、ダミエッタ、ティンニスで、ヨーロッパ人の商人による輸入品にかけられた税は、*khums* (五分の一税) と呼ばれた。またナスターフは漁業のさかんな土地で、膨大な漁業税が徴収されていたという [Rabie 1972 : 88,

- 90-95]。
- 49) 文頭のwaはI. F. [IV : 149]によって補った。また「すでに述べられた」というのは、I. F. の文脈上のことであるが、相当箇所は確認できなかった。
- 50) Goiteinによると、店舗は、家屋やアパート同様に、イスラム暦の月毎の賃貸借契約だったので、認可も月毎にあわせる必要があったとしている [cf. Rabie 1972 : 105]。
- 51) いずれも大型の戦闘艦の名称 [Nuzha : 95, 注(2), (3), (4)]。
- 52) ファーティマ朝時代のワクフについては、Amin 1980 : 52-56, 59-61を見よ。
- 53) この部署にはdīwānの名称が冠せられていない。

### 史料略称

- I. F. : Ibn al-Furāt, *Ta'rikh Ibn al-Furāt*, (ed.) H. M. al-Shammā', Vol. IV-1, Bašra, 1967.
- Itti'āz : al-Maqrīzī, *Itti'āz al-Ḥunafā' bi-Akhhbār al-A'imma al-Fātimīyyin al-Khulafā'*, Vol. I, (ed.) J. al-Dīn al-Shayyāl, Cairo, 1967 ; Vols. II, III, (ed.) M. H. M. Aḥmad, Cairo, 1971, 1973.
- Khiṭaṭ : al-Maqrīzī, *al-Mawā'iz wa al-I'tibār fī Dhikr al-Khiṭaṭ wa al-Āthār*, Vols. I, II, Būlāq, 1270H. (repr. Beirut).
- Luma' : al-Nābulṣī, *Kitāb Luma' al-Qawānīn*, (ed.) C. Becker & C. Cahen, *B. E. O.*, 16 (1958-60).
- Makhzūmī : al-Makhzūmī, *Kitāb al-Minhāj fī 'Ilm Kharāj Mišr*, (ed.) C. Cahen & Y. Raghib, Cairo, 1986.
- Mammātī : Ibn Mammātī, *Kitāb Qawānīn al-Dawāwīn*, (ed.) A. S. 'Atiya, Cairo, 1943.
- Nuzha : Ibn al-Ṭuwayr, *Nuzha al-Muqlatayn fī Akhhbār al-Dawlatayn*, (ed.) A. F. Sayyid, Beirut, 1992.
- Sawīrus : Sawīrus b. al-Muqaffa', *Ta'rikh Batārika al-Kanīsa al-Miṣriyya*, Vol. III, (ed.) A. Khater & O. H. E. KHS-Burmester, Cairo, 1968-70.
- Ṣubḥ : al-Qalqashandī, *Ṣubḥ al-A'shā*, Vols. I, III, Cairo, n. d. (repr.)

### 参考文献

- Amin, M. M.  
1980 *al-Awqāf wa al-Hayāt al-Ijtimā'īyya fī Mišr*, Cairo.
- Cahen, C.  
1956 *Le Régime des Impôts dans le Fayyūm Ayyūbide*, *Arabica*, 3, pp. 8-30.  
1972 L'Administration Financière de l'Armée Fatimide d'après al-Makhzūmī, *JESHO*, 15, pp. 163-182.
- Canard, M.  
1957 *Tartīb Mamlaka al-Fātimīyyin fī Mišr (Les Institutions des Fātimides en Egypte)*, Alger, 1957.
- Cooper, R.  
1973 *Ibn Mammātī's Rules for the Ministries : Translation with Commentary of the Qawānīn al-Dawāwīn*, Ph. D. University of California.  
1976 The Assesment and Collection of Kharaj Tax in medieval Egypt, *JAOS*, 96, pp. 365-382.
- Imamuddin, S. M.  
1969 Administration under the Fatimids, *Journal of the Asiatic Society of Pakistan*, 14, pp. 253-269.

Goitein, S. D.

1967 *A Mediterranean Society*, vol. I, Berkeley & L. A.

Lev, Y.

1991 *State and Society in Fatimid Egypt*, Leiden.

Lewis, B.

1974 *Islam : from the Prophet Muhammad to the Capture of Constantinople*, Vol. I, New York.

Magued (Mājid), A. M.

1962 L'Organisation Financière en Egypte sous les Fatimides, *L'Egypte Contemporaine*, pp. 47-57.

Mājid, 'A. al-M.

1973 *Nuẓum al-Fāṭimiyyin wa Rusūm-hum fī Miṣr*, 2vols. Cairo (2nd. ed.).

森本 公誠

1975 『初期イスラム時代エジプト税制史の研究』, 東京.

Musharrafa, 'A. M.

1948 *Nuẓum al-Ḥukm bi-Miṣr fī 'Aṣr al-Fāṭimiyyin*, Cairo.

Rabie, H.

1972 *The Financial System of Egypt A. H. 564-741/A. D. 1169-1341*, London.

Sanders, P.

1994 *Ritual, Politics, and the City in Fatimid Cairo*, Albany.

佐藤 次高

1986 『中世イスラム国家とアラブ社会』, 東京.

Stern, S. M.

1962 Three Petitions of the Fatimid Period, *Oriens*, 15, pp. 172-209.

1964 *Fāṭimid Decrees*, London.

菟原 卓

1978 エジプトにおけるファーティマ朝前半期のワズィール職, 『史林』, 61(6), pp. 65-95.

1982 エジプトにおけるファーティマ朝後半期のワズィール職, 『東洋史研究』, 41(2), pp. 125-166.

1993 書評: Y. Lev, *State and Society in Fatimid Egypt*, Leiden, 1991, 『オリエント』, 36(1), pp. 178-185.

Wüstenfeld, F.

1879 *Calcaschandi's Geographie und Verwaltung von Ägypten*, Göttingen.

(東海大学文学部)